

機械保全技能検定の受検資格および試験免除に関する職業訓練科、職業訓練指導員免許等

職業訓練科及び職業訓練指導員免許の対応関係

2015年4月1日現在

区分		受検資格に関する訓練科等	試験免除に関する訓練科等
訓練科	普通課程の普通職業訓練	機械系機械加工科 機械系精密加工科 機械系機械技術科 電気・電子系製造設備科 電気・電子系電気機器科 メカトロニクス系メカトロニクス科	—
	短期課程の普通職業訓練	機械保全科 (※1)	機械保全科 (※1)
	専門課程、特定専門課程の高度職業訓練	機械システム系メカトロニクス技術科 機械システム系生産技術科 電気・電子システム系電気技術科 電気・電子システム系電気エネルギー制御科	機械システム系生産技術科 電気・電子システム系電気エネルギー制御科
	応用課程、特定応用課程の高度職業訓練	生産システム技術系生産機械システム技術科 生産システム技術系生産電子システム技術科 生産システム技術系生産電気システム技術科	生産システム技術系生産電気システム技術科
	長期課程の指導員訓練	機械制御システム工学科 精密機械システム工学科 電気システム工学科 機械システム工学科	—
	短期養成課程の指導員訓練(※2)	機械系機械加工科 機械系精密加工科 機械系機械技術科 電気・電子系製造設備科 電気・電子系電気機器科 メカトロニクス系メカトロニクス科	—
	長期養成課程の指導員訓練	機械指導科 電気指導科	—
免許職種		機械科	機械科

※1 短期課程の普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第5 第1号または第2号に定めるところにより行われる技能士コースに限ります。

※2 短期養成課程の指導員訓練の修了者については、訓練修了後に行われる能力審査(職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める審査)に合格しているものに限ります。